

令和7年8月登録予定
会津若松市 育休任期付職員・臨時的任用職員
(事務職(行政)及び保育士) 採用候補者登録試験
受 験 案 内

市では、育児休業や産前産後休暇等を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員として「育休任期付職員・臨時的任用職員」を募集します。

- 育休任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替職員として、育休期間を任期として任用される職員のことです。
- 臨時的任用職員とは、産前産後休暇を取得する職員の代替等として、臨時的に任用される任期の定めのある職員のことです。
- この試験の合格者は、「育休任期付職員・臨時的任用職員採用候補者名簿」に登録され、育児休業や産前産後休暇等を取得する職員があり、かつ、業務上、育休任期付職員や臨時的任用職員を配置する必要があると判断した場合に採用されます。
- 採用時期は、職員の育児休業や産前産後休暇等の取得時期・状況によるため、あらかじめ明示はできません。また、名簿に登録されても採用されない場合があります。
- 育休任期付又は臨時的任用職員の給与、勤務時間及び休暇等の勤務条件は、任期が定められていること、育児休業を取得できないこと以外は、原則として任期の定めのない職員と同様です。
- 任期は、職員の育児休業や産前産後休暇等の取得期間によって概ね3ヶ月～3年の間です。

1 申込受付期間 令和7年5月1日(木)～6月2日(月)

- ※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- ※ 郵送による申込は、6月2日(月)消印有効とします。

2 応募区分、試験職種、登録予定人数及び職務内容等

応募区分	試験職種	登録予定人数	職務内容
区分M	育休任期付職員・ 臨時的任用職員 (事務職(行政))	5名程度	市長部局(本庁、出先機関)、各行政委員会においてパソコン操作(文書作成や表計算処理など)を含む一般の行政事務に従事します。
区分N	育休任期付職員・ 臨時的任用職員 (保育士)	1名程度	保育所等で保育業務に従事します。

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者とします。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 日本国籍を有する者
- ② 出入国管理及び難民認定法別表2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者（拘禁刑…令和7年5月31日までは禁錮と読み替えます。）
- ② 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 下記に記載した受験資格に該当する者

応募区分	試験職種	受験資格
区分M	育休任期付職員・ 臨時的任用職員 (事務職(行政))	①及び②のいずれにも該当する者 ① 平成19年4月1日までに生まれた者 ② パソコンの操作ができる者
区分N	育休任期付職員・ 臨時的任用職員 (保育士)	保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者

※ 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4法第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

4 試験の方法及び内容

試験区分	応募区分	試験種目	内容
第1次試験	区分共通	作文試験	文章による表現力、構成力等についての記述試験
	区分M	教養試験 (マークシート方式)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
	区分N	専門試験 (マークシート方式)	社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健・障害児保育についての筆記試験
第2次試験	区分共通	個別面接試験	人物を総合的に評価する試験

※ 第一次試験の教養試験はマークシート方式ですので、HBの鉛筆及び消しゴムを持参してください。

5 試験期日、試験会場及び合格発表

試験区分	応募区分	期日・時間	試験会場	合格発表
第1次試験	区分M	令和7年6月15日(日) 受付 9:15～9:30 作文試験 9:45～10:45 教養試験 11:00～12:00	会津若松市立第一中学校 会津若松市蚕養町11-1	6月下旬 (予定)
	区分N	令和7年6月15日(日) 受付 9:15～9:30 作文試験 9:45～10:45 専門試験 11:00～12:30		
第2次試験	区分共通	令和7年7月中旬(予定) ※平日に実施する予定です	会津若松市役所本庁舎 会津若松市東栄町3番46号	8月上旬 (予定)

※ 遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験を認めません。

※ 試験会場には、自家用車の乗り入れができません。

※ 試験会場は、禁煙です。

※ 第1次試験の会場（第一中学校）は土足厳禁ですので、上履き及び下足袋を持参してください。

6 採用候補者名簿への登録予定日 令和7年8月5日

（名簿の有効期間は令和7年8月5日～令和10年8月4日を予定）

7 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入し、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
- (2) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験（育休任期付職員・臨時的任用職員）申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「110円切手を貼ったあて先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。
- (3) 会津若松市のウェブサイトからも専用フォームで受験の申し込みができます。
（詳細はウェブサイトをご覧ください。）

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。

8 名簿登録と採用等

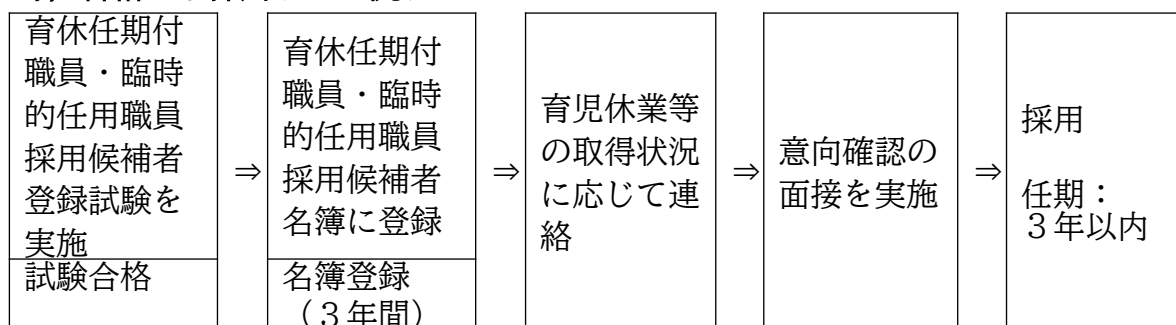
合格者は「育休任期付職員・臨時的任用職員採用候補者名簿」に3年間登録され、その間において、職員の育児休業や産前産後休暇等の取得状況等により随時採用されます。また、任期は、職員の育児休業や産前産後休暇等の期間に応じて決定されます。

なお、職員の育児休業や産前産後休暇等の期間の延長・短縮があった場合には、任期が延長・短縮される場合があります。

また、「育休任期付職員・臨時的任用職員採用候補者名簿」登録期間（3年間）内であれば、一度採用された場合でも、再度採用されることもあります。

職員の育児休業の取得状況によっては、「育休任期付職員・臨時的任用職員採用候補者名簿」に登録されても採用されない場合があります。

（参考）合格から採用までの流れ



「育休任期付職員・臨時的任用職員採用候補者名簿」登録後、育児休業や産前産後休暇等を取得する職員があり、かつ、業務上、育休任期付職員又は臨時的任用職員を配置する必要があると判断した場合に、任期や配属先等を説明し、意向確認の面接を実施し、意向が確認された場合には育休任期付職員又は臨時的任用職員として採用されます。

9 給与、勤務条件等

給料	学歴及び一定の職歴等のある方はその経歴に応じて、所定の金額が加算される場合があります。191,300 円（高校卒直採）から 263,900 円までの間で初任給が決定されます。また、人事院勧告等により給与改定が行われる場合があります。 【給料の目安額】	
	高校卒業後、 すぐに採用された場合	191,300 円
	大学卒業後、 すぐに採用された場合	217,500 円
	大学卒業後、正規で 10 年 勤務後採用された場合	249,000 円～263,900 円
※勤務証明書の提出があった場合の目安となります。		
諸手当	通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当（民間企業のボーナスに相当する手当で、年 2 回支給されます）等が、それぞれ支給条件に応じて支給されます。	
昇給	なし	
休日	区分M	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3） ※ 配属先により、異なる場合があります。
	区分N	日曜日、4 週間ごとの期間につき市長が定める 4 日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）
休憩	区分M	原則として、午後 0 時から午後 1 時まで ※ 配属先により、異なる場合があります。
	区分N	勤務時間の途中において所属長が定める 60 分間の時間
休暇等	任期に応じて年次有給休暇を付与。他に特別・介護休暇 等	
福利厚生等	共済保険、厚生年金 ※ 公務上の災害は、地方公務員災害補償法により補償されます。	
その他	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法の規定の適用を受けます。	

(1) 応募区分M（育休任期付職員・臨時的任用職員（事務職（行政））

勤務時間等については、月曜日から金曜日（祝日を除く）までの週5日、1日7時間45分勤務（午前8時30分から午後5時15分）のほか、配属先により以下のような場合もあります。

① 児童館勤務の場合

勤務の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
月曜日から 土曜日まで	早出勤務	午前8時から 午後4時45分まで	勤務時間の途中 において所属長 が定める60分 間の時間	日曜日及び4週間 ごとの期間につき 市長の定める4日
	通常勤務	午前8時30分から 午後5時15分まで		
	準遅出勤務	午前9時から 午後5時45分まで		
	準々遅出勤務	午前9時30分から 午後6時15分まで		
	遅出勤務	午前10時30分から 午後7時15分まで		

② 生涯学習総合センター勤務の場合

勤務の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
通常勤務	午前8時30分から 午後5時15分まで	勤務時間の途中におい て会津若松市生涯学習 総合センター所長が定 める60分間の時間	4週間ごとの期間につ き教育長が定める8日
準遅出勤務	午前9時30分から 午後6時15分まで		
遅出勤務	午前10時30分から 午後7時15分まで		

(2) 応募区分N（育休任期付職員・臨時的任用職員（保育士））

① 保育所・幼稚園勤務の場合

勤務の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
月曜日から 土曜日まで	第一勤務	午前7時から 午後3時45分まで	勤務時間の途中に おいて所属長が定 める60分間の時間	4週間ごとの期 間につき市長が 定める8日
	第二勤務	午前7時15分から 午後4時まで		
	第三勤務	午前7時30分から 午後4時15分まで		
	第四勤務	午前7時45分から 午後4時30分まで		
	第五勤務	午前8時から 午後4時45分まで		
	第六勤務	午前8時15分から 午後5時まで		
	第七勤務	午前8時30分から 午後5時15分まで		
	第八勤務	午前9時から 午後5時45分まで		
	第九勤務	午前9時15分から 午後6時まで		
	第十勤務	午前9時30分から 午後6時15分まで		
	第十一勤務	午前10時15分から 午後7時まで		
	第十二勤務	午前10時30分から 午後7時15分まで		

② 児童館勤務の場合

勤務の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
月曜日から 土曜日まで	早出勤務	午前8時から 午後4時45分まで	勤務時間の途中に おいて所属長が定 める60分間の時 間	日曜日及び4週 間ごとの期間に つき市長の定め る4日
	通常勤務	午前8時30分から 午後5時15分まで		
	準遅出勤務	午前9時から 午後5時45分まで		
	準々遅出勤務	午前9時30分から 午後6時15分まで		
	遅出勤務	午前10時30分から 午後7時15分まで		

10 その他

- (1) 原則として任期中に配属先の変更は行われませんが、組織の改編があった場合、職員の育児休業や産前産後休暇等の期間が短縮された場合等には、配属先を変更する場合があります。
- (2) 育休任期付職員又は臨時的任用職員への採用は、任期の定めのない職員への採用と無関係であり、任期の定めのない職員採用の際に優先されるものではありません。
- (3) その他、不明点は会津若松市役所総務部人事課にお問い合わせください。

会津若松市役所 総務部 人事課 人事グループ

(令和7年5月2日まで) 追手町第二庁舎2階

〒965-0873 会津若松市追手町2番41号

(令和7年5月7日から) 市役所本庁舎6階

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242 (39) 1213



<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>